

平成 26 年度東日本大震災及び福島第一原発事故に伴う授業料減免申請手続について

東京農業大学大学院
東京農業大学
東京農業大学短期大学部

被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本学では、東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都を除く）並びに福島第一原発事故に伴い警戒区域等に指定された地域に保護者の方が居住する平成 26 年度在学の方に対し、平成 26 年度授業料減免の特別措置を講じることに決定しましたので、該当する在学の方は、下記の要領で申請してください。

記

1. 対象

平成 26 年度在学であり、東日本大震災による災害救助法適用地域（東京都を除く）並びに福島第一原発事故に伴い警戒区域等に指定された地域に保護者が居住する在学の方で、被災された在学の方の内、次項の授業料減免に係る適用基準に適合する方

2. 授業料減免に係る適用基準等

ランク	授業料減免内容	適用基準
S	平成 26 年度年間授業料総額から 30 万円を減免	① 家屋全壊で、失職等による大幅な収入減の方 ② 福島第一原発事故により家屋が警戒区域等に指定された方であり、失職等による大幅な収入減の方 上記①～②のいずれかに該当する方
A	平成 26 年度年間授業料総額から 20 万円を減免	① 福島第一原発事故により、家屋が警戒区域等ではないが失職等による大幅な収入減の方 ② 作付け禁止、家畜の殺処分等の指示を受けた方 上記①～②のいずれかに該当する方

3. 申請方法

所属学科・専攻から「東日本大震災に伴う授業料減免申請書」を受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。

申請書提出期日：平成 26 年 5 月 5 日（月）

申請時添付書類：被災した証明書（り災証明書）

住民票

作付けの禁止・家畜の殺処分の指示を受けた場合は、指示を証明できる書類

申請書提出先：所属学科・専攻（申請書受取り先）

問合せ先：世田谷キャンパス・・・・・・ 学生部学生課

：厚木キャンパス・・・・・・ 学生教務課

：オホーツクキャンパス・・・・・・ 学生サービス課

4. 申請書提出後の取扱い

①平成 26 年 5 月 13 日 東日本大震災に伴う授業料等免除・減免審査委員会で審議し、適用基準に基づき、授業料減免内容を決定します。

②平成 26 年 6 月 4 日 「授業料減免申請決定通知書」を学科から該当学生の方へお渡しします。

減免対象の方への「授業料等納付通知書」は、授業料減免対象額を控除した納付書を平成 26 年 9 月上旬に通知いたします。

また、すでに全納済みの場合は授業料減免対象金額を返金いたします。

※ 警戒区域等は警戒区域・緊急時退避準備区域・計画的避難区域が含まれます。